

川内原子力発電所1／2号機 常設直流電源設備（3系統目）設置工事の工事工程の変更について

1. 内容

2018（平成30）年1月29年付け原規規発第1801291号及び原規規発第1801292号にて認可を受けた川内原子力発電所1号機及び2号機における常設直流電源設備について、以下の理由から工事工程を変更する。

【参考】設置許可申請書の工事計画

項 目 月	年	2017												2018												2019												2020											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
変更前	常設直流電源設備設置工事（1号及び2号炉）																																																
変更後	常設直流電源設備設置工事（1号及び2号炉）																																																

2. 理由

- 常設直流電源（3系統目）については、原子炉安全保護盤との取り合いを要するため、原子炉安全保護盤の更新と同時期に工事を実施する必要がある。
- 原子炉安全保護盤の更新工事については、当初1号第24回及び2号機第23回定期検査にて実施することとしていたが、当該設備は安全上重要な設備であり、工場立会い検査等に万全を期すために、1号機は第25回（2020.3～2020.12）、2号機は第24回（2020.5～2021.1）定期検査にて実施することとした。
- 上記から常設直流電源設備（3系統目）についても次回定期検査（1号機第25回、2号機第24回）で工事を実施することとした。

3. 別紙

- 蓄電池（3系統目）電源系統図（1号炉A系統の場合）：設置許可まとめ資料（平成29.1.27、資料番号BA-001改12）抜粋

以上

蓄電池（3系統目）電源系統図（1号炉A系統の場合）

別紙

